

○届出不要な場合

- (1) 農作物等の花粉受精のため、数ヶ月間のみ一時的に蜜蜂を飼育する場合。
(花粉受精のためであっても、通年飼育される場合は届出の対象となります。)
- (2) 密閉構造の飼育管理設備で蜜蜂を飼育する場合。
(大学等の研究機関で、外界に蜜蜂が飛翔することがないように飼育する場合。)
- (3) 自然巣洞、重箱式巣箱など、反復利用可能な巣脾(すひ)、巣枠を利用しない場合
であって小規模で蜜蜂の飼育を行い、かつ蜂蜜・蜜蜂等の販売等をしないで、自家消費
のみの場合。(自然巣洞、重箱式巣箱であっても、反復利用する場合は届出が必要)

※同様の方法で飼育する場合であっても、蜂蜜・蜜蜂等を自家消費以外に販売等をして
いる場合は「業」となり届出の対象となります。

また、県外において飼育する場合も届出の対象となります。

* 養蜂振興法での「業」とは

試験研究用又は蜂蜜等の自家消費のために小規模で蜜蜂を飼育する個人を除き、反復
継続して蜜蜂を飼育している場合は「業」と解釈されます。